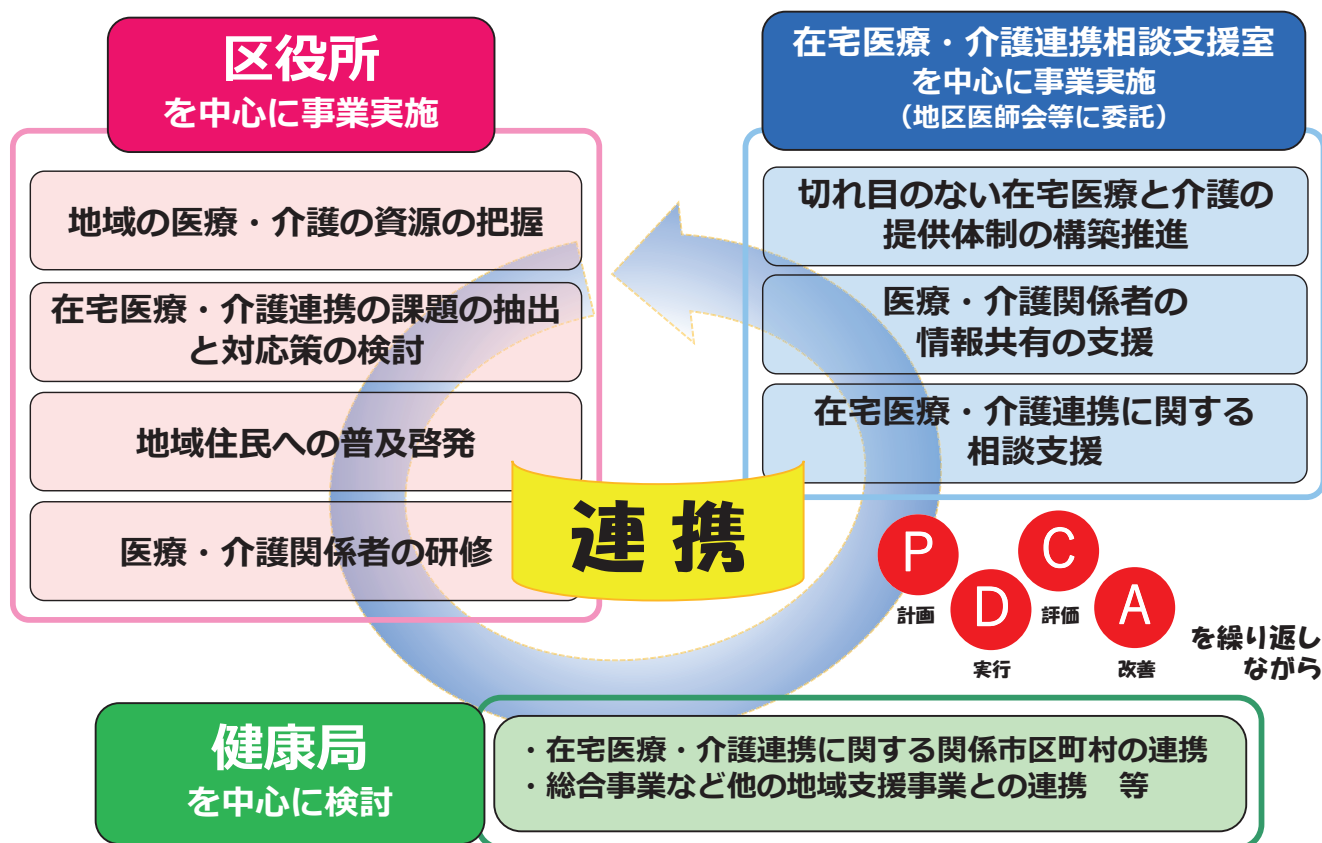


在宅医療・介護連携推進事業の概要

～大阪市の取組体制～

大阪市在宅医療・介護連携推進事業 ～取組体制～



在宅医療・介護連携相談支援室について

在宅医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行える体制を構築する目的で『在宅医療・介護連携相談支援室』を設置し、専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置しています。

コーディネーターは、看護師・介護支援専門員・医療ソーシャルワーカー等の医療・介護の専門職です。



相談支援室の役割

- ①医療と介護の「橋渡し役」
- ②医療・介護関係者・機関との「顔の見える関係」構築
- ③切れ目のない医療・介護の提供体制構築のための医療・介護分野における課題抽出と解決に向けた取組み支援
- ④医療・介護関係者のスムーズな「情報共有」の支援
- ⑤在宅医療連携拠点コーディネーターとの連携
- ⑥区役所の在宅医療・介護連携推進事業担当者との連携